

## とくしま輸出バリューチェーン構築強化支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 人口減少により国内の食市場が縮小するなか、農林水産物・加工品（以下「農林水産物等」という。）の輸出を促進し、海外市場を獲得することで県内農林水産業の生産活動や生産基盤の維持を図る必要がある。しかし、輸出には国・地域ごとに異なる規制や社会情勢など様々なリスクがあることから、知事は、とくしまブランドの農林水産物等の輸出を奨励し促進するため、輸出の拡大等取組を行う農林漁業者や食品製造事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、予算の範囲内で、とくしま輸出バリューチェーン構築強化支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「とくしまブランド」とは、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例第2条第1項第4号に規定するものをいう。ただし、加工品については、県内の農林漁業者又は農林水産関係団体が、自ら供給する生産物を原料とする製品の製造を県外の加工事業者等に委託している場合を含む。

### (支援金支給対象事業者)

第3条 支援金の支給の対象とする事業者等は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 県内に住所、本社若しくは主たる事業所があること又は支店若しくは営業所等の事業所が県内にあること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 農林漁業者
  - イ 食品等製造事業者
  - ウ 農業協同組合
  - エ 農業協同組合連合会
  - オ 漁業協同組合
  - カ 漁業協同組合連合会
  - キ 農林漁業者の組織する団体
  - ク 食品等製造事業者の組織する団体
  - ケ 農林漁業者や食品製造者等と食品流通業者が設立した協議会組織（以下「協議会」という。）
  - コ そのほか知事が特に認める者
- (3) 次条に規定する取組を行う者であること。

### (支援金の対象となる取組)

第4条 支援金の支給の対象となる取り組みは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各年度の4月1日から翌年2月20日までの間に実施する取組であること。
- (2) 輸出の拡大に資する次の取組であること。
  - ア 初めての輸出の実施
  - イ 新たな販路の開拓及び定着
  - ウ 輸出先国の規制やニーズに対応するために行う生産体制の構築
- (3) 国際的な認証取得及びその体制整備に係る取組であること。

### (支援金支給額)

第5条 支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、各事業者等当たりの上限額は50万円とする。

- (1) 輸出の拡大に資する取組 25万円
- (2) 国際的な認証の新規取得及び更新並びにその体制整備に係る取組
  - ア 認証の新規取得 20万円
  - イ 認証の更新 5万円

(支援金申請等の手続)

第6条 支援金の支給を受けようとする事業者等は、とくしま輸出バリューチェーン構築強化支援金申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる関係書類を添付の上、別に定める日までに知事宛に提出するものとする。ただし、支援金の申請は各年度において1事業者等につき1回限りとする。

- (1) 支援金支給対象の取組の実施が確認できる資料、証拠書類の写し等
- (2) 支援金振込先口座に関する情報(金融機関名、口座番号、口座名義等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(支援金の支給)

第7条 知事は、前条の規定により支給申請がなされたものについて内容を審査して、適当であると認めるものについては支給を決定し、支援金の支給を行うものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 知事は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は支給決定内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段(詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書等に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。)により支援金の支給を受けたとき。
- (3) 第3条の要件を満たさないことが判明したとき。
- (4) 第4条の要件を満たさないことが判明したとき。

(返還)

第9条 知事は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、既に事業者を支援金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 前項に規定する場合においては、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号)第15条の2の規定を準用する。

(書類の保管)

第10条 支援金の支給を受けた事業者等は、事業に係る経理について、その支援金支給の原因である事実を明確にした証拠書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第11条 知事は、支援金の支給に関して、必要があると認めるときは、事業者等に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行うものとする。

- 2 事業者等は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月4日から施行し、令和7年4月1日以後に実施した取組みについて適用する。